

知って得する! 法律コラム



弁護士 松本達也

訴状は相手に届けなければ ならない! 送達って何?

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。(2024年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋宅番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の松本です。先日お客様より、「裁判を起こす予定なのですが、相手が居留守を使って訴状を受け取らない場合はどうなるのでしょうか? 無視すれば逃げ得でしょうか?」という質問をいただきました。

民事事件で裁判を起こす場合、訴えを提起した原告は、訴状を裁判所に提出する必要があります。また、裁判所に提出するだけでは足りず、裁判所を経由して、相手方である被告に訴状を届ける必要があります。

本日は、この訴状を届ける手続である「送達」について、解説させていただきます。

2 送達とは?

送達とは、裁判所が当事者その他の訴訟関係人に対し、決定の方式に従い、訴訟上の書類の内容を了知させ、又はこれを交付する機会を与えるための通知行為と定義されています。簡単にいいますと、相手方にきちんと書類を届けるために厳格なルールに基づいて通知するのが送達です。

3 送達の種類にはどんなものがある?

(1) 交付送達

交付送達とは、送達書類を直接交付して行う方法です。交付送達には、**出会送達**、**補充送達**、**差置送達**の3種類があります。

出会送達は、送達名宛人(便宜上「被告」といいます)と「出会った場所」で、被告に対し送達書類(便宜上「訴状」といいます)を交付する送達方法です。郵便局の局員が、直接訴状を被告に渡す場合がこれに該当します。

次に、**補充送達**とは、送達場所で被告に出会えなくとも、①被告と一定の関係にあり、②送達の意義を理解し、訴状を被告に交付することが期待できる者に対し、訴状を交付する送達方法です。例としては、被告と同居している配偶者に対して、郵便局の局員が訴状を交付する場合があります。

また、少し特殊な差置送達という手続もあります。これは訴状を、被告がいる場所に置いてくる送達方法です。民事訴訟のルールは、直接訴状を手渡すことが原則ですが、被告が正当な事由なく訴状の受領を拒否した場合に、訴状を「差し置きする」(置いてくる)だけで、送達の効力が生じるというものです。

(2) 書留郵便に付する送達(付郵便送達)

住所地に被告が住んでいるかを調査した結果、現にその住所地に住んでいることが判明しました。この場合、交付送達は出来なかったとしても、裁判所書記官が訴状を、被告の住所地に宛てて書留郵便で発送した時点で、送達がなされたものとして扱われます。被告が実際に訴状を受け取らなかった場合でも、送達の効力が生じます。この送達を付郵便送達と言います。お客様より相談のあった「相手が居留守を使って訴状を受け取らない場合」でも送達が可能となります。

(3) 公示送達

被告が所在不明の場合に取りうる最後の送達手段として、公示送達があります。これは、裁判所書記官が、「出頭すれば訴状をいつでも交付する」旨を、裁判所の掲示板に掲示することによって行う送達方法です。公示送達の効力は掲示の日から2週間(外国にいる者に対しては6週間)を経過することによって生じるとされており、掲示された日は2週間の中に参入されません。

実際には、被告の住所地に訴状が送られていないにもかかわらず、送達の効力を認めるという、特殊な効力を有します。

4 おわりに

本日は、裁判手続を開始するために必須の「送達」についてご紹介させていただきました。

相手方が所在不明であっても裁判を行うことができる可能性はありますので、「どこに住んでいるのかわからない」「相手方が書類を受け取らない」という場合でも、まずはお近くの弁護士にご相談ください。